

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年9月1日(2016.9.1)

【公開番号】特開2014-223151(P2014-223151A)

【公開日】平成26年12月4日(2014.12.4)

【年通号数】公開・登録公報2014-066

【出願番号】特願2013-103483(P2013-103483)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F	7/02	3 5 2 N
A 6 3 F	7/02	3 5 2 F
A 6 3 F	7/02	3 5 2 L
A 6 3 F	7/02	3 5 3
A 6 3 F	7/02	3 3 0

【手続補正書】

【提出日】平成28年7月11日(2016.7.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項4】

遊技機に対応して設けられ、遊技に使用可能なプリペイド価値の大きさを特定可能なプリペイド記録媒体を受付けて、該受付けたプリペイド記録媒体から特定されるプリペイド価値の大きさの範囲内において、プリペイド価値を遊技媒体の貸し出しに使用させるためのプリペイド価値使用手段と、対応する該遊技機から排出された遊技媒体を計数する計数手段と、を備え、該計数手段により計数した遊技媒体数を記録媒体から特定可能とした後、該特定可能とした記録媒体を排出する記録媒体処理装置と、

各記録媒体処理装置とデータ通信可能に接続され、各記録媒体処理装置において計数された非適正遊技媒体の累計数を管理する管理装置と、

を含む遊技用システムであって、

前記記録媒体処理装置は、

前記計数手段により計数する遊技媒体の大きさが、規定の大きさであるか否かを判定する判定手段をさらに備え、

前記計数手段は、前記判定手段により規定の大きさであると判定された適正遊技媒体と、前記判定手段により規定の大きさでないと判定された非適正遊技媒体と、を区別して計数可能であり、前記記録媒体から特定可能な遊技媒体数に、前記計数手段にて計数した前記適正遊技媒体の数と前記非適正遊技媒体の数とが含まれており、前記計数手段にて計数した前記非適正遊技媒体の数を特定可能な情報を前記管理装置に送信し、

前記管理装置は、

各記録媒体処理装置から送信される情報に基づいて前記非適正遊技媒体の累計数を管理する

ことを特徴とする遊技用システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0010】**

本発明の請求項4に記載の遊技用システムは、

遊技機（例えば、パチンコ遊技機1）に対応して設けられ、遊技に使用可能なプリペイド価値（例えば、各会員カード並びに各ビジターカードに残存するプリペイド残額）の大きさを特定可能なプリペイド記録媒体（例えば、ビジターカードや会員カード）を受付けて、該受付けたプリペイド記録媒体から特定されるプリペイド価値の大きさの範囲内において、プリペイド価値を遊技媒体（例えば、遊技球）の貸し出しに使用させるためのプリペイド価値使用手段（例えば、制御ユニット328が図14に示す貸出処理において会員カード或いはビジターカードから読み出したプリペイド残額データに基づくプリペイド残額を使用した玉貸を行う部分）と、対応する該遊技機から排出された遊技媒体を計数する計数手段（例えば、計数器コントローラ420が図18に示す計数処理のステップSf16において適正球数に1を加算する部分、及びステップSf17において非適正球数に1を加算する部分）と、を備え、該計数手段により計数した遊技媒体数を記録媒体から特定可能とした後、該特定可能とした記録媒体を排出する記録媒体処理装置（例えば、各台計数ユニット300）と、

各記録媒体処理装置とデータ通信可能に接続され（例えば、各台計数ユニット300とデータ通信可能に接続されている部分）、各記録媒体処理装置において計数された非適正遊技媒体の累計数を管理する管理装置（例えば、貯玉管理コンピュータ550）と、
を含む遊技用システムであって、

前記記録媒体処理装置は、

前記計数手段により計数する遊技媒体の大きさが、規定の大きさ（例えば、直径が10.9mm～11.0mmまで）であるか否かを判定する判定手段（例えば、計数器コントローラ420が図18に示す計数処理のステップSf7の処理を実行して適正球か否かを判定する部分）をさらに備え、

前記計数手段は、前記判定手段により規定の大きさであると判定された適正遊技媒体（例えば、適正球）と、前記判定手段により規定の大きさでないと判定された非適正遊技媒体（例えば、非適正球）と、を区別して計数可能であり（例えば、適正球を計数する適正球用計数センサ425と非適正球を計数する非適正球用計数センサ426とにより区別して計数する部分）、前記記録媒体から特定可能な遊技媒体数に、前記計数手段にて計数した前記適正遊技媒体の数と前記非適正遊技媒体の数とが含まれており（例えば、制御ユニット328が図16に示す計数情報関連処理のステップSd2において、獲得玉計数器407にて計数された遊技球の個数であって、非適正球数を含む計数済玉数をカードテーブルの持玉数に加算する部分）、

前記計数手段にて計数した前記非適正遊技媒体の数を特定可能な情報を前記管理装置に送信し（例えば、制御ユニット328が図16に示す計数情報関連処理のステップSd8において非適正球の検出数が所定個数以上となっている旨を知らせる報知情報を貯玉管理コンピュータ550に送信する部分）、

前記管理装置は、

各記録媒体処理装置から送信される情報に基づいて前記非適正遊技媒体の累計数を管理する（例えば、各台計数ユニット300から遊技球関連情報が定期的に貯玉管理コンピュータ550に送信されることで、図11(B)に示す適正球管理テーブルの合計非適正球総計数値を更新して管理する部分）

ことを特徴としている。

この特徴によれば、非適正遊技媒体の数が計数した遊技媒体数に含まれるようになるため、例えば、対応する遊技機から払い出された遊技媒体に非適正遊技媒体が含まれていただけで、これら非適正遊技媒体を遊技に不正使用していない善良な遊技者が、これら非適正遊技媒体の数が計数した遊技媒体数に含まれるようにすることで不利益を被ってしまうことを防止できるとともに、計数された遊技媒体中に含まれていた非適正遊技媒体の累計数を管理装置において集中管理できる。

尚、計数した遊技媒体数を特定可能とされる記録媒体は、プリペイド記録媒体であっても良いし、プリペイド記録媒体とは個別の記録媒体であっても良い。